

兵庫版
尼崎市名神町1丁目9-1
兵庫県借地借家人組合本部
発行人 田中祥晃
06-6429-1500
syakusyaku@m8.dion.ne.jp

全国借地借家人新聞

平日10時～17時迄
土日祝日休日


住み続ける権利が脅かされる

明渡裁判で 正当事由が危ない



組合長 田中祥晃

誰もが尊重され
人間らしい
住まいを

1、1981年5月1日、ロンドンで「国際住宅都市問題研究会」の決議には、私達は良好な自然環境のもとで人間にふさわしい住居に住むことは、すべての市民の基本的人権であることを確信し、すべての政府に対し、土地と住宅に対する不公平な不合理で反社会的活動を規制し、国家の責任に於いて人間の尊厳に配慮した良好な住宅の供給を保護することを心から望む者である」と規定しています。

強制立ち退きに
対する決議

2、1995年には「強制立ち退きに対する決議」

その特徴は、「建物

強制立ち退き行為は、広い範囲の人権への、とりわけ適切な住宅に対する権利・住み続ける権利・移住の自由の権利・プライバシーを守る権利・家庭を守る権利・財産保護の権利を守ること。そして、強制立ち退き行為を早急に根絶することと強制立ち退きを認める法制度を廃棄すること。すべての市民と他の人々との財産の保護の権利を保障することとなっている。

住宅は福祉 住まいは人権

3、上記の世界の人権から私たちは学び「住宅は福祉であり、住まいは人権」であることを確認し、住み続ける権利を守るため、安心して暮らせる住まいを守る運動を57年に亘り続けてまいりました。

4、全国で活動を行っている借地借家人組合に寄せられる相談の50%前後の住まいの立退き相談が寄せられています。

準を満たしておらず、大きな地震や老朽化し耐震基準を満たしておらず、大きな地震や台風が来たら、建物倒壊する危険があるので立退いてほしい」と空家の多い借家を地上げ屋が買取り、立退き要求して来るケースが多く、僅かな引越料と立退き料で住みなれた借家人が立退きで追い出されている実態が明らかであります。

5、地上げ屋による立退き交渉で「住み続ける権利を守って頑張る人に対しては立退き裁判が行われ、僅かな立退き料で和解や判決が出されている。

6、兵庫借地の組合員で戦後親の代から借りていて台風・水害・地震で建物が大きな被害を受けても、

賃貸人は修繕はなく、全部自己負担で修繕してきた、物件が地上げ目的の競売業者による明渡し請求の即時明渡しを命じた判決が本年(2021年)5月25日に住居の明渡しに仮執行

7、この判決は、立退きの正当事由を認めない不当判決であり、この判決が全国の地裁で認められるようになれば、私たちが長い間(57年)

住み続ける権利を守つて来た運動が否定され、私たちの運動の根底から破壊され、組織の存続が問われる重大な問題として借地借家人法の改正を求め大運動を提起したいと思います。

借地・借家問題 一步一步前へ尽力

私が借地借家人組合とのきつかけは先代の町会長が町会で借りていた借地の借地代を値下げをするために相談したのが始まりでした。



第6回 組合と私

樽谷幸治さん(写真)
1952年生まれ、69歳 ニッ子育ち
浪速工業高校卒業
阪神電鉄株式会社に入社、電気部・事務職に所属 定年(60歳)現在は駐輪場の管理人
西本町8丁目福祉協会の役員を20年間務める。

その会長も他界されて、借家の件は、私が引き継ぐことになりました。今回、町会が所有する借家を処分する件では、田中組合長はじめ、各会の方々には大変に世話になりました。

さて、ここで町会に話させていたのですが、近年町会も世間が承知している高齢化が進み後継者がいないのが現実です。この借家問題は解決した時には残念ではありますが、皆々様には感謝申し上げます。

令和3年
7月30日